

実施方針に関する質問回答

本質問回答は、令和8年2月時点の回答であり、今後公表予定を予定している募集要項等において変更があった場合は、当該募集要項等の記載内容が正となります。

No	タイトル	記載箇所					質問	回答
		頁	数	数	(数)	記		
1	貸与物品の借受	6	第2	1	(5)	イ	貸与物品の具体的な内容および金額についてご教示願います。また、「貸与物品以外の物品が必要な場合（貸与物品が消耗し使用できなくなった場合を含む。）は、自ら調達するものとする。」とありますが、貸与物品の資産は四国地方整備局に帰属していると認識しております。消耗し使用できなくなった場合は、四国地方整備局に返却し、処分および調達は四国地方整備局で実施して頂けないでしょうか。	貸与物品の具体的な内容及び金額は、公募時に提示します。消耗し使用できなくなった場合は、運営権者が四国地方整備局に返却し、四国地方整備局が処分します。
2	運営権の存続期間	7	第2	1	(8)		「(8)事業期間を超える設置管理許可の更新」において、「事業期間を超えて10年間を限度として、当該設置管理許可を更新できるものとする」と記載ありますが、運営権についても併せて10年間の延長を可とすることをご検討いただけないでしょうか。	運営権の延長は検討しておりません。
3	サービス対価	8	第2	1	(11)	ア	サービス対価は、入園料及び駐車料の収入見込額を差し引いて算定するとありますが、提案時の毎年度収入見込額を算定し設定するもので、事業期間中に毎年度算定するものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	収益還元	9	第2	1	(12)		・実施方針には、収益施設で得られた収益を還元する考え方が示されていますが、適切な利益が出ない場合や赤字の場合には公園への還元は難しくなることを懸念しています。長期の事業期間において経営状況などが変化することに鑑み、協議による見直しなど柔軟な対応が可能となる考え方として頂くことを望みます。 ・安定した経営を図りつつ、事業の利益剰余金の一部を基金として積み立てし、功績点に基づく民間へのインセンティブとしてのサービス対価の増額、公園価値向上や地域サービスの向上（バリアフリー、SDGs、Well-being、観光型MaaSなど）のための収益還元及び新型コロナウイルスのような事業者の責によらない利用者減による収益源の補填をするような仕組みが導入してはどうでしょうか。	収益還元のシェア率又は還元額は、応募者の提案に委ねるものであり、提案評価の公平性を担保する観点から、事業継続性に支障のない範囲でシェア率又は還元額をご提案いただき、事業期間中の協議による見直しは行わないことを想定しております。運営権者の責めに帰さない収益減の補填については、ご意見として承ります。
5	運営権者の資産等	10	第2	1	(15)		事業期間終了の一定期間前（例：3年前）までに買取の可否を判断するプロセスを設けてください。	四国地方整備局が買い取る資産については事業期間終了の事前においても、四国地方整備局の買取意向等を確認することが可能です。ただし、四国地方整備局の指定する第三者（次期運営権者等）の買取意向については、事前に確認することができない旨、ご理解ください。
6	第一次審査資料の受付	13	第3	3	(4)		第一次審査にて提出する資料の想定はございますでしょうか。十分な検討時間を確保する観点から、一次審査時点では提案書の提出等の事業提案を行う形ではなく、応募者の参加資格の確認を行う形としていただけますでしょうか。	第一次審査は、参加資格の確認を行うもので、提案を求めることは予定しておりません。ただし、第一次審査後に競争的対話の実施を予定しているため、競争的対話に関わる提案（要求水準や実施契約の調整を希望する提案等）を提出する場合には、第二次審査前に提案いただく必要があります。

No	タイトル	記載箇所				質問	回答
		頁	数	数	(数) 記		
7	応募者の構成	14	第3	5	(1) ⑤	・「第一次審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、四国地方整備局と協議するものとし、四国地方整備局がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。」とありますが、二つの文意が矛盾しており、積極的な事業者の参加を促すのであれば、冒頭の文は削除した上で、書き方を変更すべきではないでしょうか。	1文目の変更を認めない原則の考え方であり、2文目の但し書きの内容はこの限りではない旨を記載しているものであるため変更しません。
8	応募企業又は代表企業に求められる条件	16	第3	5	(3)	・応募企業又は代表企業に求められる実績として、「都市公園の管理又は運営」、「レクリエーション施設又は観光・商業施設の管理又は運営」、「PFI法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業」とありますが、求められる施設の規模や運営期間等の具体的な要件を明示してください。 ・代表企業に求められる要件について、代表企業の100%子会社の会社が資格要件を満たしている場合は、その親会社が代表企業として応札することを可能としていただけますでしょうか。	各実績要件に関して、施設規模や運営期間等の要件はありません。 代表企業に求められる要件は、子会社（100%子会社を含む）の実績は含まず、代表企業自らが実績を有することを求めます。
9	リスク分担の基本的な考え方	17	第4	1		リスク分担について、官民対話による意見交換の場は今後予定されていますでしょうか。	今後、公募時の競争的対話、優先交渉権者の選定後の交渉の際に、意見交換が可能です。
10	法令等の変更	17	第4	1	(1)	一般的な法令改正であっても、事業の継続に重大な影響を及ぼす場合には、サービス対価の変更等について国と協議できる旨を規定してください。	一般的な法令等の変更を事由として、要求水準の変更（サービス対価の変更を含む）の発議ができることとしております。
11	需要変動	17	第4	1	(2)	民間がコントロールできない需要変動リスク（人口減少などの社会的要因など）を負担することは難しくなる場合が考えられます。事業性の評価や新たなサービスの検討を行うために、事業期間中の集客目標や需要予測を、お示し頂けないでしょうか。	事業期間中の集客目標や需要予測は民間提案に委ねており、示すことは予定しておりません。ただし、サービス対価の算定に関して「入園料及び駐車料の収入見込額」の見積参考資料を公募時に示すことを予定しております。
12	物価変動	17	第4	1	(3)	物価変動について、「急激」の定義があいまいです。サービス対価の改定の判断基準をお示しください。	実施契約書（案）において示すことを予定しています。
13	契約不適合責任	17	第4	1	(4)	契約不適合の内容について、運営収支上の影響範囲が不明瞭なため、補償の上限をなくすことを検討頂けないでしょうか。	契約不適合の詳細は実施契約書（案）に示すことを予定しています。 契約不適合責任の対象施設は、インフォメーションセンター及びオートキャンプ場管理センターに限定することを予定しており、補償額についても上限を設けることを予定しています。

No	タイトル	記載箇所					質問	回答
		頁	数	数	(数)	記		
14	不可抗力	17	第4	1	(5)		「不可抗力が生じた場合であって、業務の実施に関して運営権者に増加費用が発生した場合には、運営権者は、当該不可抗力及び増加費用の詳細について通知し、増加費用の負担について四国地方整備局と協議することができる。」との記載があります。不可抗力による増額については協議事項と示されていますが、疫病など（新型コロナウイルスなど）による、大幅な需要減およびそれに伴う収入減についても協議事項としていただきたく存じます。	ご意見として承ります。
15	公園の管理運営に係る協議会の設置	19	第4	3			・協議会の運用（事務局）は、四国地方整備局が実施するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	特定法令等変更による解除	24	第7	1	(4)	イ	・「四国地方整備局は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害を賠償するものとする。」とありますが、生じた損害として、契約解除に伴う費用や、逸失利益（投資回収不能となる場合も含む）も賠償いただけるという理解でよいでしょうか。	特定法令変更を事由として契約の解除又は終了となった場合は、運営権者に発生していると認められる損害が賠償の対象となります。当該損害には、契約解除に伴う費用や逸失利益も含まれますが、詳細は実施契約書（案）に示します。